

(第14号議案)

中野区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第5条 (略)			第1条～第5条 (略)		
附則 (略)			附則 (略)		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
委員会等	委員等の職	報酬の額	委員会等	委員等の職	報酬の額
教育委員会	委員	月額306,000円	教育委員会	委員	月額293,000円
選挙管理委員会	委員長	月額293,000円	選挙管理委員会	委員長	月額281,000円
	委員	月額265,000円		委員	月額254,000円
	補充員	日額8,600円		補充員	日額8,600円
監査委員	議員のうちから選任される監査委員	月額143,000円	監査委員	議員のうちから選任される監査委員	月額137,000円
	識見を有する者のうちから選任される監査委員	月額293,000円		識見を有する者のうちから選任される監査委員	月額281,000円
備考 (略)			備考 (略)		
附則			附則		
この条例は、令和7年4月1日から施行する。			この条例は、令和7年4月1日から施行する。		

(参考)

		現行	改正案	差
教育委員会	委員	293,000	306,000	13,000
選挙管理委員会	委員長	281,000	293,000	12,000
	委員	254,000	265,000	11,000
監査委員	議員	137,000	143,000	6,000
	識見	281,000	293,000	12,000